

ヤマハ管楽器 安心アフターサポート サービス規約新旧対比表 (2021年6月10日)

※第1条3項について補足 (2021年6月7日)

変更箇所	改定前	改定後
第1条3項	上記製品の内、中古品、学校備品、レンタル・リース品、譲渡・転売品、電子製品は除きます。	上記製品の内、中古品、学校備品、レンタル品（レンタル後に購入された製品を含む）、リース品、譲渡・転売品、電子製品は除きます。
第1条4項	追加	Venova、デジタルサクスは対象外です。 ※新商品発売による記載追加
第4条1項	<p>キャッシュバック限度額（消費税込）：修理代金をキャッシュバック。ただし、本サービス適用期間中のロングランサポート累計修理金額が製品本体購入価格まで</p> <p>キャッシュバック適用修理回数：本サービス適用期間中累計修理金額がキャッシュバック限度額内で、回数は無制限</p>	<p>キャッシュバック限度額（消費税込）：修理代金をキャッシュバック。ただし、本サービス適用期間中のロングランサポート累計修理金額が製品本体購入価格に至るまで</p> <p>キャッシュバック適用修理回数：無制限</p>
第4条3項	追加	本サービス適用期間における「対象製品購入日」は、当該対象製品のメーカー保証書に記載された日付とします。メーカー保証書に日付の記載が無い場合は、領収書（レシート）の発行日とします。
第5条5項	<p>お客様は修理対応店に修理代金をお支払いいただき、修理完了品受取日から1ヵ月以内に、以下の手順でキャッシュバック申請を行うこととします。</p> <p>(1)「ヤマハミュージックメンバーズ」サイト内「ヤマハ管楽器 安心アフターサポートキャッシュバック申請ページ」へ必要事項を入力</p> <p>(2)修理完了時に受け取った当社指定の「修理完了報告書兼キャッシュバック申請書」と修理対応店発行の「レシート（領収書）」を撮影した画像を添付</p>	お客様は修理対応店に修理代金をお支払いいただき、修理完了品受取日から1ヵ月以内に、その都度ご案内する所定の手順でキャッシュバック申請を行うこととします。
第6条1項	本サービスは、第1条から第4条第1,2項を満たし、第5条の方法で申請をされたお客様にキャッシュバックいたします。なお、キャッシュバック限度額を超えた分の修理費用は、キャッシュバックされません。	「ロングランサポート」および「物損保証サポート」では、第1条から第3条、ならびに第4条第1項第1号ないし第2号を満たし、第5条の方法で申請をされたお客様にキャッシュバックいたします。なお、キャッシュバック限度額を超え

		た分の修理費用は、キャッシュバックされません。
第6条2項	<p>当社はウェルネット株式会社（送金システムサービス提供者）へ委託し、下記3つの中から選択いただいた方法でキャッシュバックします。</p> <p>(1)銀行口座 (2)コンビニエンスストア（ローソン）※3万円以上のキャッシュバック時は選択不可 (3)セブン銀行ATM</p>	削除
<p>第6条3項</p> <p>※改定後： 第6条2項</p>	<p>お客様は、キャッシュバック申請後に届く「キャッシュバック手続き案内メール」に従い、2カ月以内に返金を受け取ることとします。</p>	<p>お客様は、キャッシュバック申請後に届く「キャッシュバック手続き案内メール」に従い、その到達日（当該メールがお客様のメールアドレスが割り当てられたメールサーバ中のメールボックスに読取可能な状態で記録された日とする。第8条第2項において同じ）から2カ月以内に返金を受け取ることとします。</p>
第7条3項	<p>メンテナンス等が有償の場合、依頼店に代金をお支払いいただきます。メンテナンス完了品受取り日から1ヵ月以内に、以下の手順で電子マネー付与申請を行うものとします。</p> <p>(1)「ヤマハミュージックメンバーズ」サイト内の「ヤマハ管楽器 安心アフターサポート 電子マネー（EJOICA セレクトギフト）プレゼント申請ページ」へ必要事項を入力 ※「EJOICA セレクトギフト」は、株式会社NTTカードソリューションが発行する電子マネーギフトです。</p> <p>(2)メンテナンス等を行ったことを証明できる書類等を撮影した画像を添付 ※メンテナンス完了時に受け取った依頼店発行の修理伝票やレシート（領収書）など、依頼店・日付・金額・内容がわかるもの</p>	<p>メンテナンス等が有償の場合、依頼店に代金をお支払いいただきます。メンテナンス完了品受取り日から1ヵ月以内に、その都度ご案内する所定の手順で電子マネー付与申請を行うこととします。</p>
第8条1項	<p>本サービスは、第1条から第4条第3項を満たし、第7条の方法で申請をされたお客様に電子マネーを付与いたします。なお、付与金額はメンテナンス等の費用に関わらず、一律3,000円相当とします。</p>	<p>「メンテナンス費用サポート」では、第1条から第3条、および第4条第1項第3号を満たし、第7条の方法で申請をされたお客様に電子マネーを付与いたします。なお、付与金額はメンテナンス等の費用に関わらず、一律3,000円相当とします。</p>

第8条2項	当社は株式会社NTTカードソリューション(電子マネー付与サービス提供者)へ委託し、該当電子マネーから選択いただいた方法で付与します。	削除
第10条2項	代替品の提供にあたって、お客様は当社に対して製品の機種又は品名その他の指定を行うことはできないものとします。	代替品の提供にあたって、お客様は当社に対して製品の機種その他の指定を行うことはできないものとします。
第12条3項(4)	火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶発かつ外来の事由による対象製品の故障等	火災・落雷・爆発による対象製品の故障等
第18条4項	追加	前項に基づく解約の通知をしなかったお客様には、変更後の本規約が適用されます。
第18条5項	追加	前二項の定めにかかわらず、2020年9月1日から同年12月31日の間に対象製品をご購入のうえ所定の期間内に本サービスのお申込手続きを完了したお客様への「本サービス適用期間」は、当該お申込当時の本規約で定める通りとします。

※その他、文意を明確にするための改定等を行っている箇所があります。